

危険運転共謀一審も認定

砂川事故2被告に懲役23年

砂川市の国道で2015年6月に一家5人が死傷した事故の控訴審判決で、札幌高裁は14日、自動車運転処罰法違反(危険運転致死傷)などの罪に問われた空知管内上砂川町、無職谷越隆司(28)、住所不定、無職古味竜一(28)両被告に懲役23年を言い渡した。一審札幌地裁の裁判員裁判判決を支持し、弁護側の控訴を棄却した。争点だった危険運転の共謀について、高橋裁判長は判決理由で「(とさらに赤信号を無視する意思を暗黙に相通じていたとして、成立を認めた。(関連記事32面)

「暗黙に通じていた」 札幌高裁

高橋裁判長は、現場交差点の500メートル前から「信号表示を容易に認識できた」と指摘。事故の約3秒前から赤信号だったことなど、客観的状況から「信号規制の失念や見落としは想定し難い」とし、赤信号を



谷越隆司被告 (フェイスブックから)

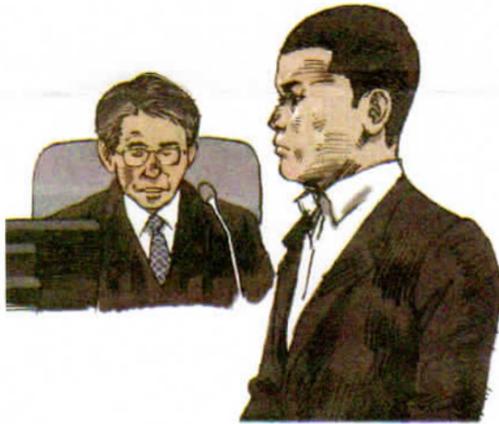


古味竜一被告

あえて無視する危険運転致死傷罪の成立を認めた。その上で、両被告の車が現場まで前後を入れ替わりながら走行していた点などから、競走する意思が認められるとして、共謀の成立を認定した。一審判決に「事実認めや法令適用の誤りはない」と結論付けた。

一審で両被告は「赤信号を見落とし」と説明し、「競走はしていない」と共謀も否定。谷越被告は前方不注意による過失運転致死傷罪にとどまると主張した。古味被告は、谷越被告の車と被害車両の衝突で路上に放り出された長男(当時16)に対する道交法違反(ひき逃げ)について「人をひいた認識はなかった」

として無罪を訴えた。しかし、高橋裁判長は弁護側の主張を全面的に退けた。谷越被告は被告人質問で現在の気持ちを問われ「一生をかけて償うことが自分の生きていく意味だ」と思っている」と答えた。古味被告は出廷しなかった。



控訴棄却を言い渡された谷越隆司被告 (イラスト・柿崎善行)

弁護側は「有罪としても刑が重すぎる」とも主張したが、高橋裁判長は「犯情の悪質さが他に類を見ないほど際立っている。両被告の刑事責任は、はなはだ重大」として退けた。谷越被告の弁護人は判決後、「危険運転致死罪の枠

「不満ある。一生刑務所に」 遺族

砂川市の一家5人死傷事故の控訴審で、札幌高裁が14日、谷越隆司、古味竜一両被告の控訴を棄却したことについて、被害者の遺族や関係者からは安堵の声が

上がった。組みを超える事実認定や量刑判断がなされたのは残念だ」とコメントし、上告については被告と相談するといふ。一審判決によると、両被告は15年6月6日夜、車を競走させて赤信号を無視し、時速100キロ超で交差点に

進入。飲酒運転の谷越被告の乗用車が、歌志内市の会社員永桶弘一さん(当時44)の軽ワゴン車に衝突、後続の古味被告のRVが路上に放り出された長男を引きずって逃走した。永桶さんら家族4人が死亡、次女(14)が重傷を負った。

「本件控訴を棄却する」。裁判長が正文を言い渡した瞬間、谷越被告は身動き一つしなかった。亡くなった永桶文恵さん(当時44)の母広沢千恵子さん(85)は傍聴席に座り、じっと前を見つめていた。遺族代理人の山田廣弁護士によると、広沢さんは「当然の判決で安心した」と述べる一方、「懲役23年には不満がある。一生刑務所に入ってほしい」と語ったという。山田弁護士は「悪質さを考えると量刑は軽いくらいだが、高裁が共謀による危険運転を認定した意義は大い」と評価した。6月で事故から2年にな

る。山田弁護士によると、一時重体となった次女(14)は順調に回復しているが、今も療養が続く。広沢さんは3月、「家族のことを忘れないで」と次女に家族の遺影を託したという。亡くなった長女と長男が通った砂川高の元校長松原秀道さん(61)も傍聴した。「ずっと2人に寄り添いたいと思って来た。遺族にはいまだにける言葉が見つかからない」と目を赤くした。傍聴した北海道交通事故被害者の会の前田敏章代表(67)は「判決を通して、危険運転に厳罰化が必要な意味を社会全体が理解するきっかけになってほしい」と訴えた。

砂川5人死傷事故 控訴審判決

無謀運転に警鐘鳴らす

〈解説〉札幌高裁は最大の争点だった危険運転致死傷罪の共謀について、一審の判断を全面的に支持した。危険運転をもくろむ員

体的な会話がなくとも、事故前の走行状況から「暗黙の共謀」を認めることができるとしており、レースまがいの無謀運転に警鐘を鳴らしたといえる。(34面参照)

京都産業大の増井敦准教授(刑事法)は「レースまがいの運転で事故を起こした場合、直接事故を起こした運転者だけでなく、レースに参加した全員が責任を問われる方向になるのでは」とし、同様の事故で検察が共謀を適用するケースが増える可能性を指摘する。

させた運転者と助手席から木刀を振り回した男の共謀を認めたケースがある。ただ、今回のように別々の車の運転者間で共謀が認められるのは極めて珍しい。札幌高裁は、現場の赤信号を認識できた以降も、両被告が減速せず高速走行を続けた点を指摘し、「赤信号を無視して交差点に進入する意思を暗黙に通じていた」として共謀を認定した。

たない。今回、一家5人死傷の罪を両被告に同様に負わせた判決には、再発防止への最大限の願いも込められていると受け止めたい。(井上雄一)

慎重さを欠いた判決

交通事故裁判に詳しい高山俊吉弁護士(東京)の話 高裁判決は、両被告が「互いの走行状況を認識していた」として共謀を認めたが、なぜそう言い切れるのか根拠を示していない。特に先行していた谷越被告が、後続の古味被告の車の走行状況を認識していたと言えるのか、さらにどの時点で共謀が成立したのかなど、肝心な点に言及していない。控訴審初判の日に判決を出した点から見ても、慎重さを欠いた認定に基づいた疑問の多い判決だ。

共謀認定 納得できる

北海学園大の神元隆賢教授(刑法)の話 一審と比べて弁護側に新味ある主張はなく、妥当な判決と言える。危険運転致死傷罪は「故意に危険な運転をし、過失で致死傷の結果を発生させた」という故意犯と過失犯両面の性質を持つ。今回は、車内での会話や、双方が時速100キロ超の高速で交差点に進入するなどの態様から公道レースをしていたのは明らか。故意の危険運転に默示的な共謀があったとの判断は納得できる。

飲酒運転や暴走による悲惨な事故の犠牲者は後を絶